

令和6年第7回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年7月18日(木) 午後3時～午後3時50分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員3名)

会長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助

3番 稲川 清一

4番 渡邊 秀行

6番 秋山 勝康

7番 高萩 幸一

8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子

10番 藤田 監次

11番 鈴木 敏夫

12番 根本 秀男

13番 星 實

14番 須藤 芳浩

推進委員

根本 勝彦 緑川 清司 陣野 泰博

4. 欠席委員

5番 金澤 俊夫

推進委員 塩田 喜一

5. 議事日程

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第5号 農地の現況確認証明について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会であります。棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、5番 金澤俊夫委員、塩田喜一推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第7回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、9番 垂石みわ子委員、10番 藤田監次委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議	長	議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員		「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第2号について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事 務 局		調査結果について、ご報告いたします。 7月10日、午前9時より、申請地において、申請人兩名から委任を受けた行政書士の●●●●立会いのもと、鈴木委員、事務局 深谷主任主査、石井主査、梨本主

		事と調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、売買により規模拡大を図るものです。 申請地は、昨年までは譲渡人が月に数回訪れ、ミョウガ等を栽培していましたが、県外在住であり、年齢も高齢であるため、現在は作付けをしておらず、保全管理を行っている状況にあります。 売買後は譲受人が耕起等をしたうえで、野菜や果樹を作付けする予定です。 譲受人は、本人、妻、息子の３人を中心に、町内において約１．８ｈａ耕作しており、農業機械の保有状況、肥培管理などの面においても、特に問題ないと認められます。 以上から、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	議案第３号「農地法第４条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第３号について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		調査結果についてご報告いたします。 ７月１０日、午前１０時３０分より、申請地において、申請人から委任を受けた土地家屋調査士法人●●●●●●●●●●●●●●●●さん立会いのもと、鈴木委員と事務局の深谷主任主査とで現地調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、ただいま事務局が説明したとおりであります。 まず、現地においては住宅敷地と農地との境界に高さ約５０ｃｍ、長さ約２１ｍの石積みが設置されており、ツツジ等が植えられている状況にあります。 本案件は、昭和６３年に申請者の父が住宅を建築した際に、申請地を住宅敷地内であると認識し、住宅敷地から北東側農地への土砂流出防止のため石積みを施工したものであります。今回、境界等の測量を実施した結果、これら石積みが農地であることが判明したものであります。

		なお、現状では雨水は敷地内に自然浸透としており、汚水の発生ありません。 以上、現地において確認してまいりましたが、追認はやむを得ないものと判断してまいりました。委員皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	議案第４号「農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号１について事務局より説明願います。
事	務 局	議題の内容と番号１について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員		番号１の調査結果についてご報告いたします。 ７月１０日、午前１０時３０分より、申請地において、申請人から委任を受けた土地家屋調査士法人●●●●●●●●●●●●●●●●さん立会いのもと、鈴木委員と事務局の深谷主任主査とで現地調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、ただいま、事務局が説明したとおりであります。 まず、用水については申請地東側の棚倉町上水道管より引き込みを行い、各区分へ取り出しします。 雨水は、敷地内自然浸透とし、余水は東側町道側溝に流入させます。なお、既存側溝は深さ５０ｃｍの蓋つき側溝に入れ替えをします。 汚水については、既設下水道管に接続します。 申請地は、町道より低い位置にあるため５０ｃｍ程盛土を行い、道路と同じ高さとしします。 また、申請地北側には現場打ちのＬ型擁壁及びコンクリート擁壁を設置し、西側、東側にはコンクリートブロックを築造し、土砂の流出を防止します。 なお、申請地北側に農地はありますが、離隔があるため日照や通風、作付け等に支障はありません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないものと見てまいりました。委員皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	次に番号２について事務局より説明願います。
事	務 局	番号２について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、緑川清司推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
緑川推進委員		番号２の調査結果についてご報告いたします。 7月10日午後1時15分より申請地において、●●●●●●●●●●●●●●●●さん立会いのもと、鈴木委員と事務局深谷主任主査と調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、木材土場にするための一時転用であります。 申請地は、鉄板を敷設するため、土砂の流出等はありません。 建築物等もないため、集団農地の蚕食又は分断、日照等に支障を及ぼすことはありません。 事業完了後は、鉄板の撤去、枝葉樹皮等の片づけを行い、農地へ原状回復します。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。

議	長	次に番号３について事務局より説明願います。
事	務	番号３について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、陣野泰博推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号３の調査結果についてご報告いたします。 ７月１０日午後１時４５分より申請地において、●●●●●●●●●●●●●●さん立会いのもと、鈴木委員と事務局深谷主任主査と調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、木材搬出の作業道にするための一時転用であります。 申請地は、鉄板を敷設するため、土砂の流出等はありません。 建築物等もないため、集団農地の蚕食又は分断、日照等に支障を及ぼすことはありません。 事業完了後は、鉄板の撤去を行い、農地へ原状回復します。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	次に番号４について事務局より説明願います。
事	務	番号４について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、番号３と同様、陣野推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		番号４の調査結果についてご報告いたします。 立会者については、番号３と同様で、調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、木材土場にするための一時転用であります。事業完了後は、枝葉樹皮等を片付け農地へ原状回復します。 そのほか、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

渡 邊 委 員	4番渡邊です。 番号4番と5番は隣接しており、一連の事業に関する申請かと思われますが、番号は分けて、筆ごとに申請ということにならざるを得ないのでしょうか。
事 務 局	隣接地ではありますが、設定人が異なるということで別々の申請として処理しております。
渡 邊 委 員	意図は理解しますが、事業計画の全体像、申請の全体像が見えにくいかと思います。計画の全体像が見えないと、土地利用の審議がしにくいのですが、その点いかがでしょうか。
事 務 局	委員お質しのとおり、今回の資料では計画の全体像が見えにくい部分があったと考えます。今後、資料の作り方、事業計画図などについて検討してまいります。 なお、今回の番号4から番号6につきましては、ふくしま森林再生事業にかかる一時転用ということで一連のものでございます。
渡 邊 委 員	もう一点。 番号4の申請地の接道、平塩から居伝金に通じている道路かと思いますが、この道路には水道管が埋設されていると記憶しています。 水道管が埋設されている場合、大型車で運搬した際に水道管を損傷させてしまう恐れがあると思いますが、確認等しているのでしょうか。
事 務 局	水道管の関係については、上下水道課に確認のうえ、事業者と上下水道課で協議していただくことで対応してまいります。
議 長	そのほか、質疑ございませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	次に番号5について事務局より説明願います。
事 務 局	番号5について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。同様に陣野推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員	番号5の調査結果についてご報告いたします。 立会者については、番号3と同様で、調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、木材搬出のための作業道、木材土場にするための一時転用であります。事業完了後は、鉄板、枝葉樹皮等を片付け農地へ原状回復します。 そのほか、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願います。

		たします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	次に番号６について事務局より説明願います。
事	務 局	番号６について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、同様に陣野推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣 野 推 進 委 員		番号６の調査結果についてご報告いたします。 立会者については、番号３と同様で、調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、木材土場にするための一時転用であります。事業完了後は、枝葉樹皮等を片付け農地へ原状回復します。 そのほか、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	議案第５号「農地の現況確認証明について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。

事 務 局	議案第 5 号について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告でありますが、鈴木敏夫委員、根本勝彦推進委員、塩田喜一推進委員に調査をお願いしておりますので、代表で根本推進委員に調査結果の報告を求めます。
根 本 推 進 委 員	調査結果について、ご報告いたします。 7 月 1 0 日、午前 9 時 5 0 分より、申請地において、鈴木委員、塩田推進委員と、事務局の深谷主任主査、石井主査、梨本主事とで、現地調査をおこなってまいりました。 申請内容につきましては、ただ今事務局が説明したとおりであります。 申請地は、山林に囲まれており、耕作に不便な場所であったため、長い間、耕作をしておらず、数十年前から雑木が生い茂る状況だそうです。 現地において確認してまいりましたが、現況は草木が生い茂り、農地への復元は容易ではない状況であるとともに、進入路が狭く、急こう配であるため、農業用機械等の進入が困難な土地でありました。 以上のことから、農地への復元は困難であり、復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地であるため、証明を付すのもやむを得ないものとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、承認することに決定されました。
議 長	協議第 1 号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	協議第 1 号について、朗読を持って説明。
議 長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全 委 員	「なし」
議 長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、協議第 1 号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。

議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和6年第7回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。
---	---	--

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和6年7月18日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 9 番 委 員

10 番委員